

補助金調書

補助金名	福岡市犯罪被害者等見舞金	担当課 (連絡先)	市民局生活安全部防犯・交通安全課 (TEL: 711-4054)			
交付先	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 犯罪被害者等	区分	その他の補助金			
交付先決定方法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 (公募の場合) 公募時期	随時				
(公募の場合) 応募要件	自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は傷害を負った者					
(非公募の場合) 非公募の理由	/					
補助開始年度	令和7	年度	経過年数	2	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は傷害を負った者に対し、犯罪被害者等見舞金を支給する。					
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	0	回	
終期を延長する理由	/					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input checked="" type="checkbox"/> 定額 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 遺族見舞金30万円、重傷病見舞金10万円					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件 1,000 千円	2 件 200 千円	件 千円	件 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	犯罪被害者等見舞金の支給					
補助金交付 による効果	自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は傷害を負った者に対する負担軽減に寄与する。					

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。